

岡崎西尾地域広域ごみ処理施設に係る検討経緯

平成 9 年 5 月

国は「ごみ処理の広域化計画について」の通達により、ダイオキシン削減対策、リサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するよう各都道府県に求めた。

平成 10 年 10 月

愛知県が「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定。県内を 13 ブロックに区割りし、1 日当たりの焼却能力 300 トン以上の全連続炉への集約化を目指すこととした。本地域は、岡崎西尾ブロックに区割りされた。

平成 11 年 2 月

「岡崎市」「西尾市」「幸田町」「額田町」「一色町」「吉良町」「幡豆町」の 2 市 5 町（その後の合併により 2 市 1 町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置。

平成 17 年 3 月

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内にある 4 施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉・2 号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2 施設への集約化を目指すこととした。

平成 23 年 7 月

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター 2 号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターの供用を開始。

平成 25 年 2 月

次期施設更新に向けて、現在の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を令和 7 年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。

平成 26 年 11 月

岡崎西尾地域広域化ブロック会議（2 市 1 町の首長による）を開催。平成 25 年度以降の協議結果を確認した。

- 1 令和 12 年度に岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域新施設の供用開始を目指す。
- 2 広域新施設で広域処理を行っていく品目は、「ごみ焼却施設で処理を行う物」とする。
- 3 広域新施設での組織体制は、「事務の委託」を第一優先とする。
- 4 剪定枝等は広域処理を行わず、各市町により対応することとする。
- 5 広域新施設の立地エリアは、地域住民の利便性、収集・運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び前期更新施設の岡崎市中心部クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討する。

平成 28 年 6 月～

西尾市クリーンセンター敷地内に、広域ごみ処理施設が建設可能かどうか調査業務を実施。調査結果は、300 t / 日規模の施設の建設は可能であり、「建設候補地のひとつとなり得る」との結果であった。

平成 30 年 8 月～

岡崎西尾地域における広域ごみ処理施設の立地場所となる候補地を選定するため、適地選定業務を実施。法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かった 1 箇所ずつを候補地として選定した。

令和 2 年 2 月

岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて広域ごみ処理施設の建設予定地を現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認した。

令和 2 年 11 月

循環型社会形成推進交付金の申請要件となる「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」を策定。